

特殊車両通行許可及び幅員証明にか かかる手数料の電子納付について

～操作マニュアル(申請者向け)～

富山県 土木部 道路課

令和7年9月

目次

1.はじめに

1-1.収入証紙が廃止されます	3
-----------------	---

1-2.手続きの流れ	4
------------	---

1-3.特殊車両通行許可の電子申請について	15
-----------------------	----

2.電子納付方法

2-1.富山県電子申請サービス	16
-----------------	----

2-2.申請する	21
----------	----

2-3.申請内容を修正する	24
---------------	----

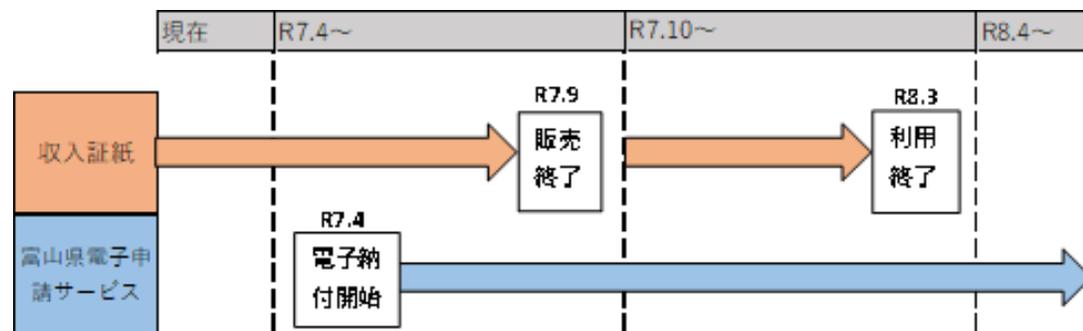
2-4.手数料を納付する	25
--------------	----

3.問い合わせ先	26
----------	----

1.はじめに

1-1.収入証紙が廃止されます

富山県収入証紙は令和7年9月末で販売を終了します。(令和8年3月利用終了)
令和7年4月から富山県電子申請サービスで手数料を納付することが可能
となります。

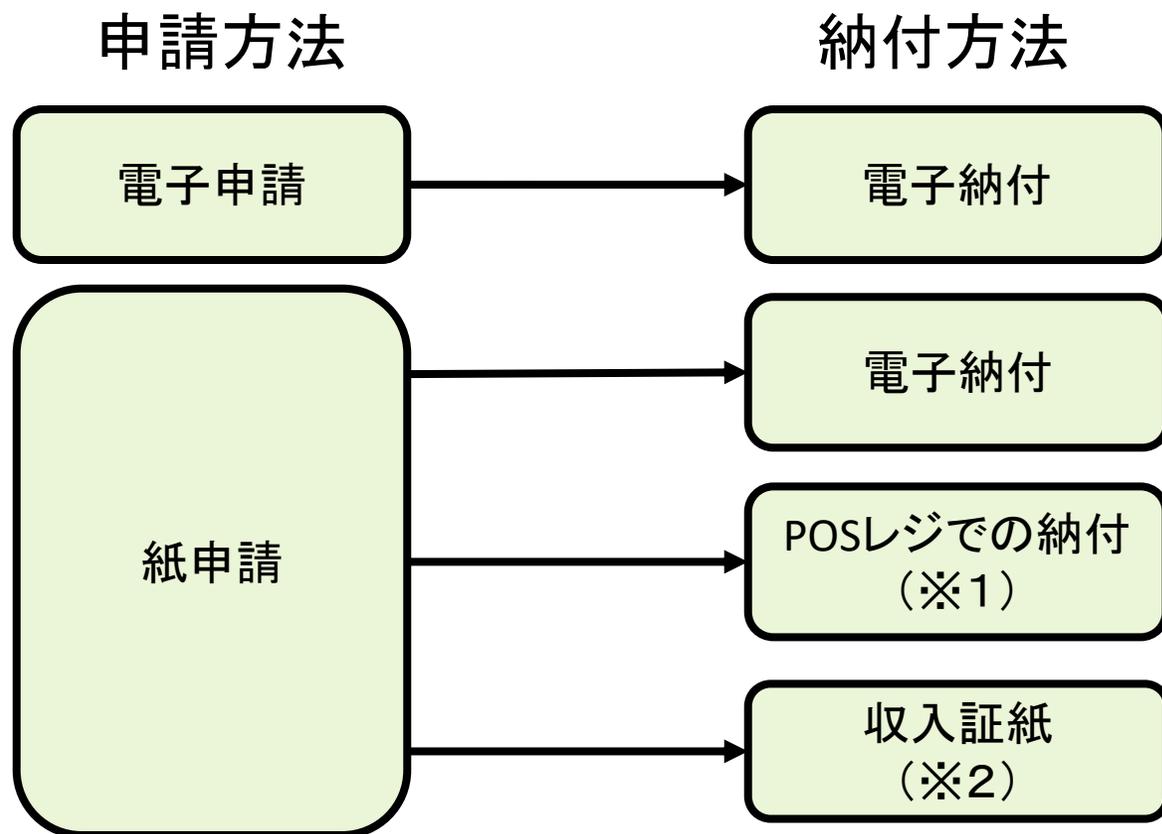


※電子申請サービスがご利用になれない場合

令和7年10月から、県内各施設に決済端末(POSレジ)が設置されますので、そちらでお支払いください。

(設置場所参照先) [富山県／令和7年9月末で富山県収入証紙を廃止\(販売終了\)します](#)

1-2. 手続きの流れ



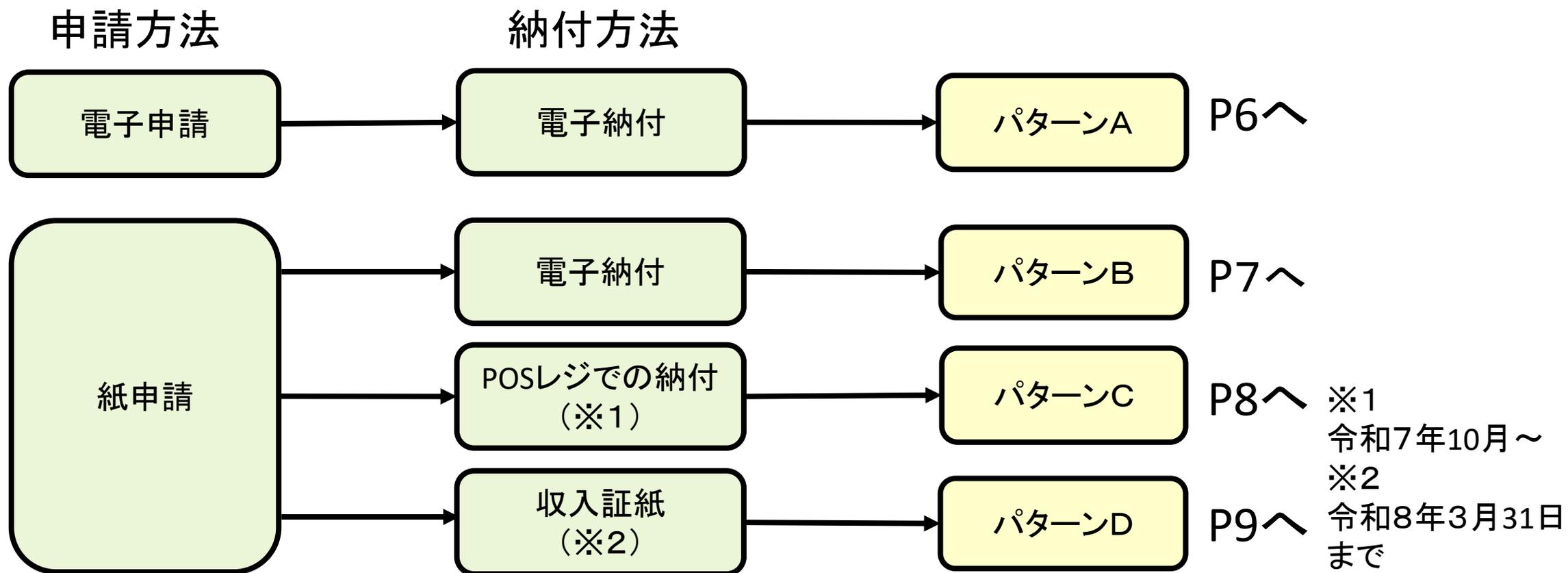
申請方法、納付方法は左記のとおりです。手続きによって異なりますのでご注意ください。

特殊車両通行許可→P5へ
幅員証明申請→P11へ

※1: 令和7年10月～

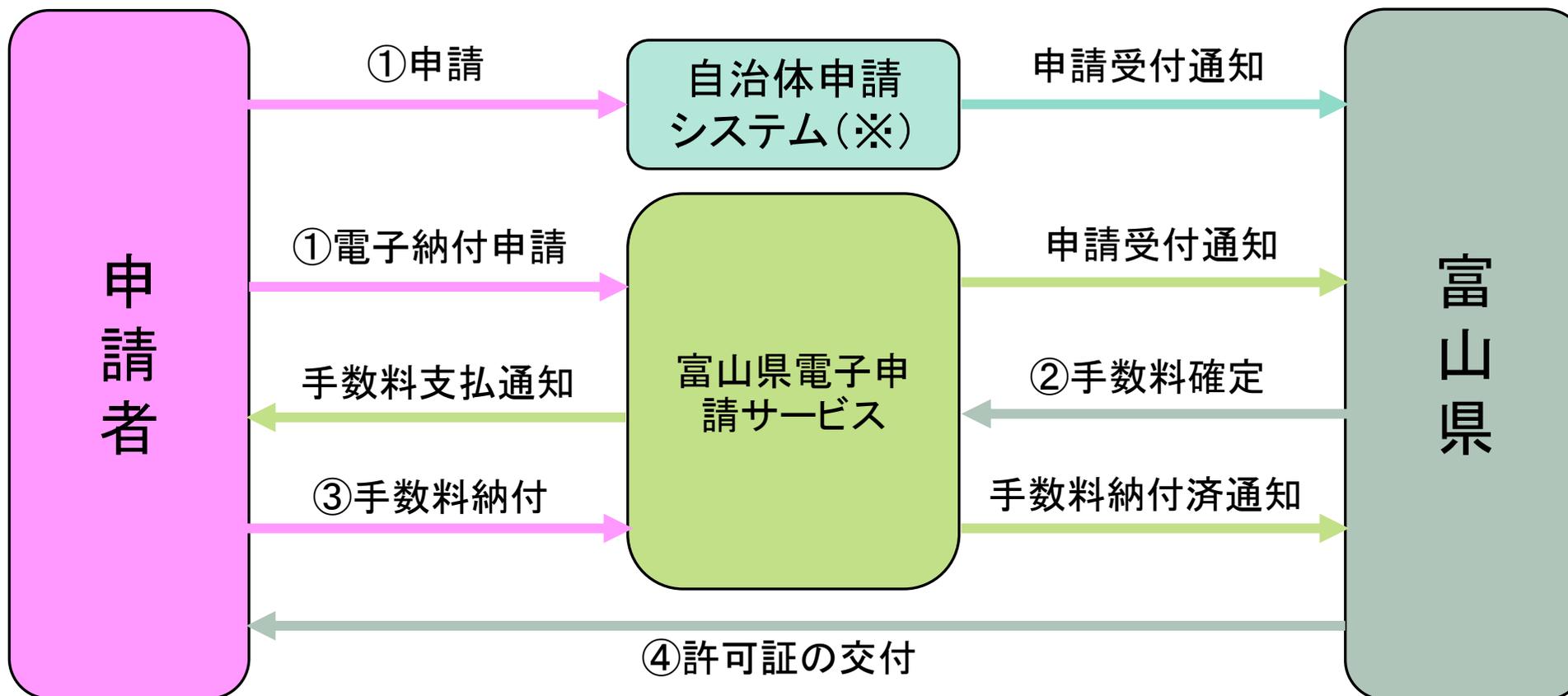
※2: 令和8年3月31日まで

1-2-1. 特殊車両通行許可の手続きの流れ



1-2-1. 特殊車両通行許可の手続きの流れ

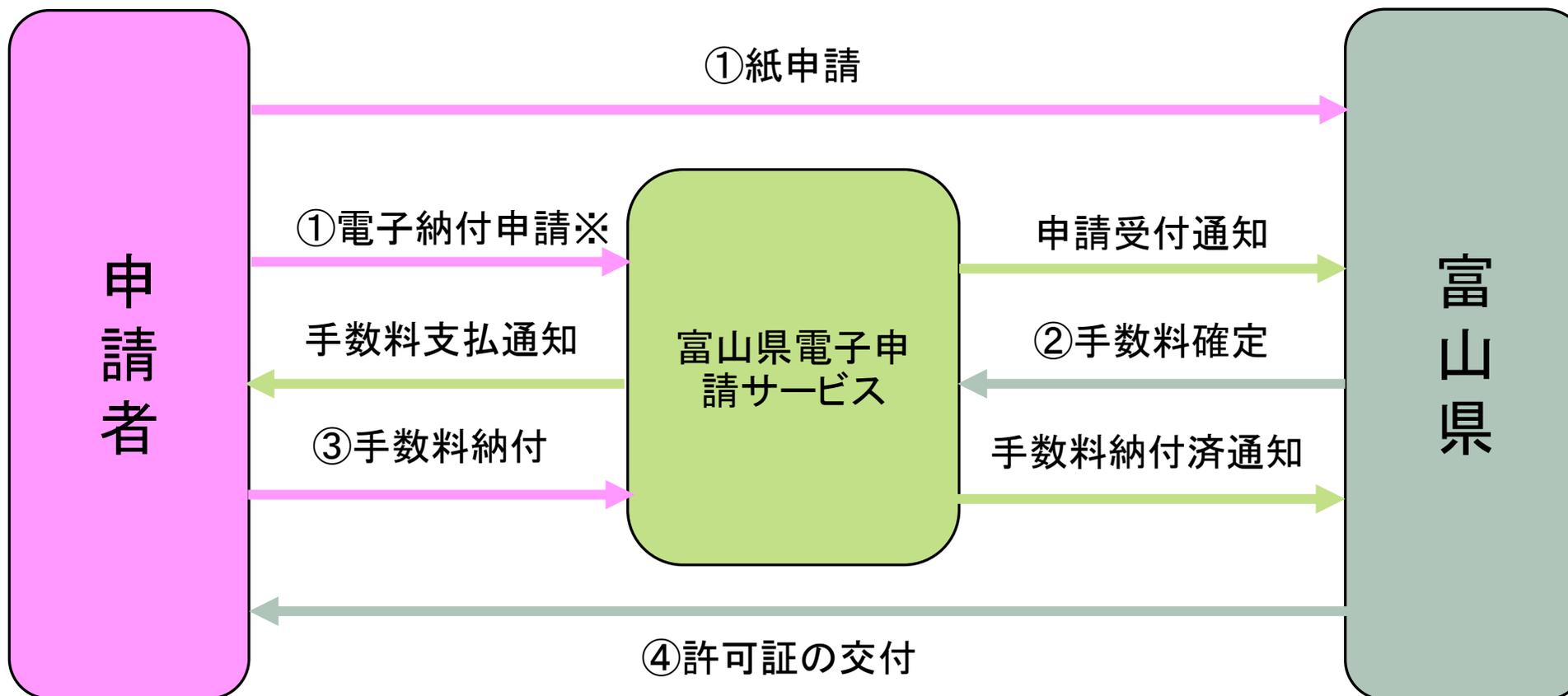
①パターンA(電子申請+電子納付)



※P15参照

1-2-1. 特殊車両通行許可の手続きの流れ

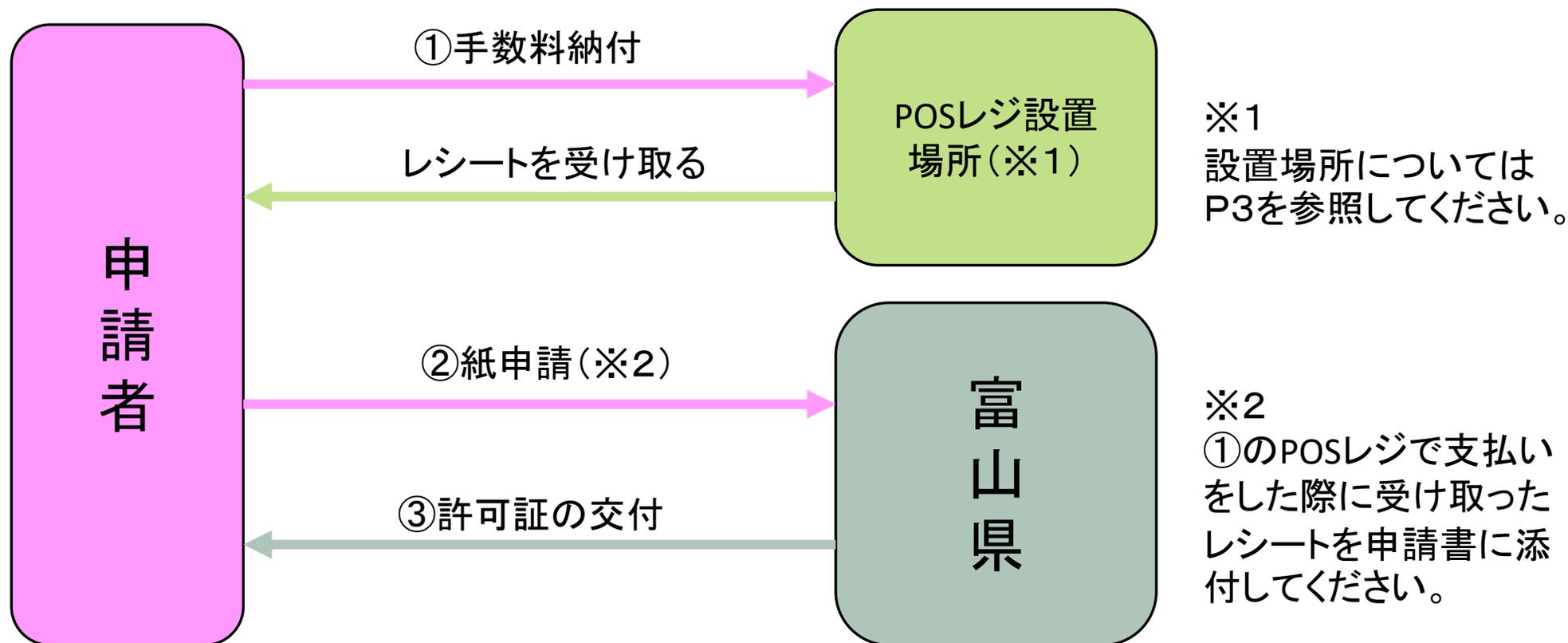
②パターンB(紙申請+電子納付)



※ 発行される
受付番号を紙の
申請書に必ず記
載してください。

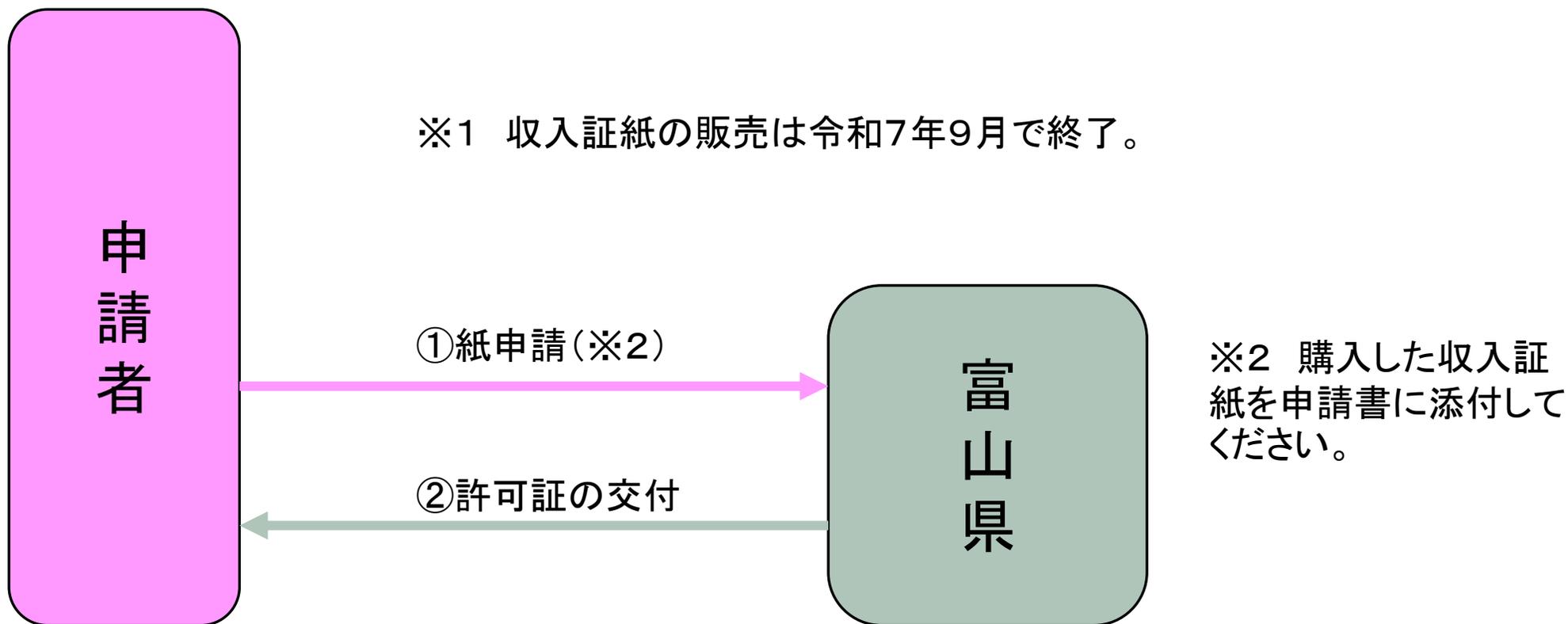
1-2-1. 特殊車両通行許可の手続きの流れ

③パターンC(紙申請+POSレジ納付) ※令和7年10月～

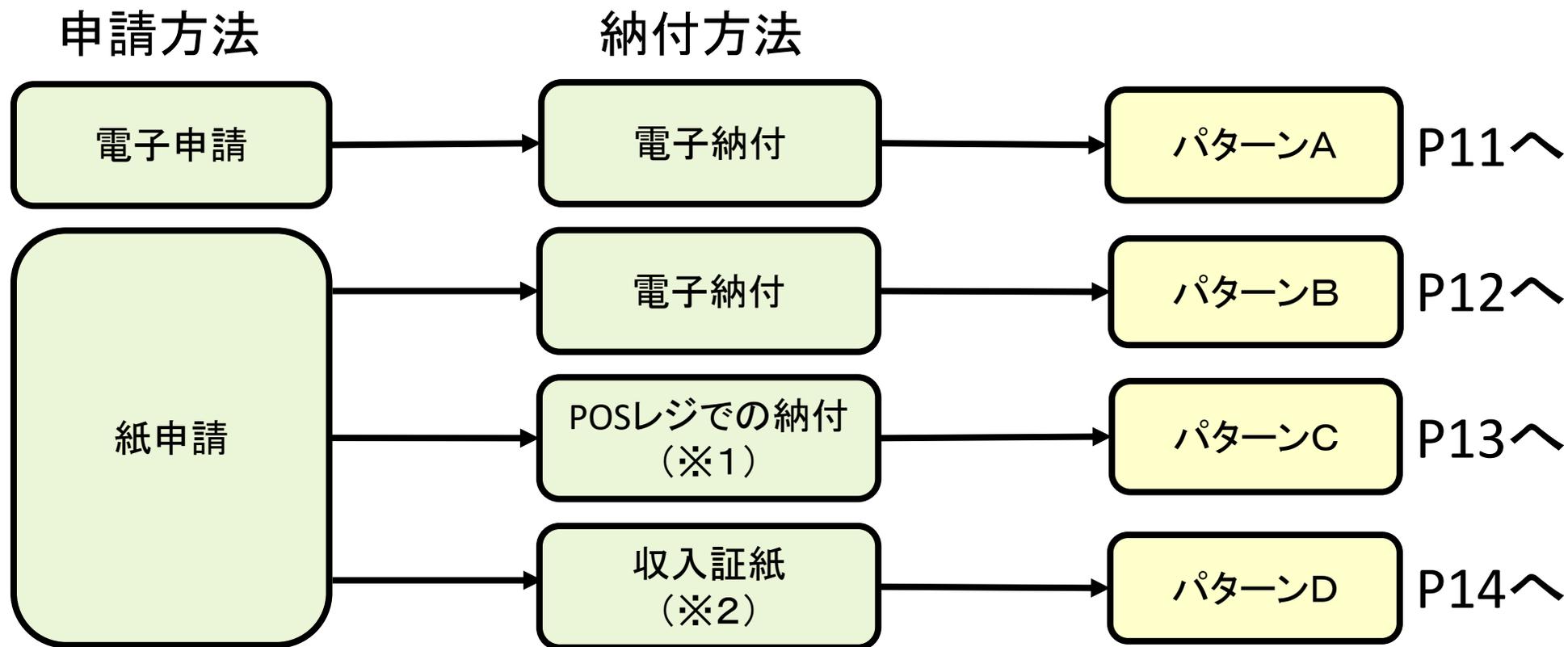


1-2-1. 特殊車両通行許可の手続きの流れ

④パターンD(紙申請+収入証紙) ※収入証紙の利用は令和8年3月31日まで



1-2-2.幅員証明の手続きの流れ

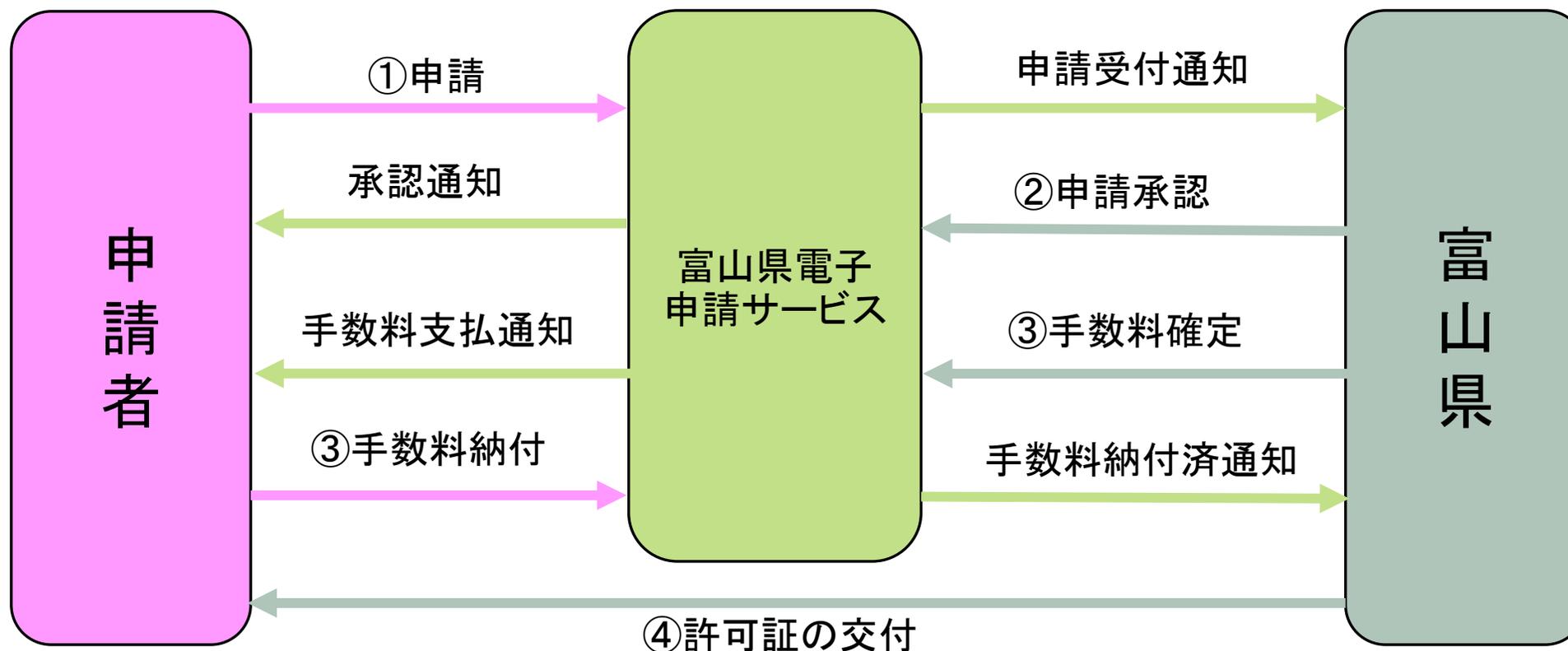


※1: 令和7年10月～

※2: 令和8年3月31日まで

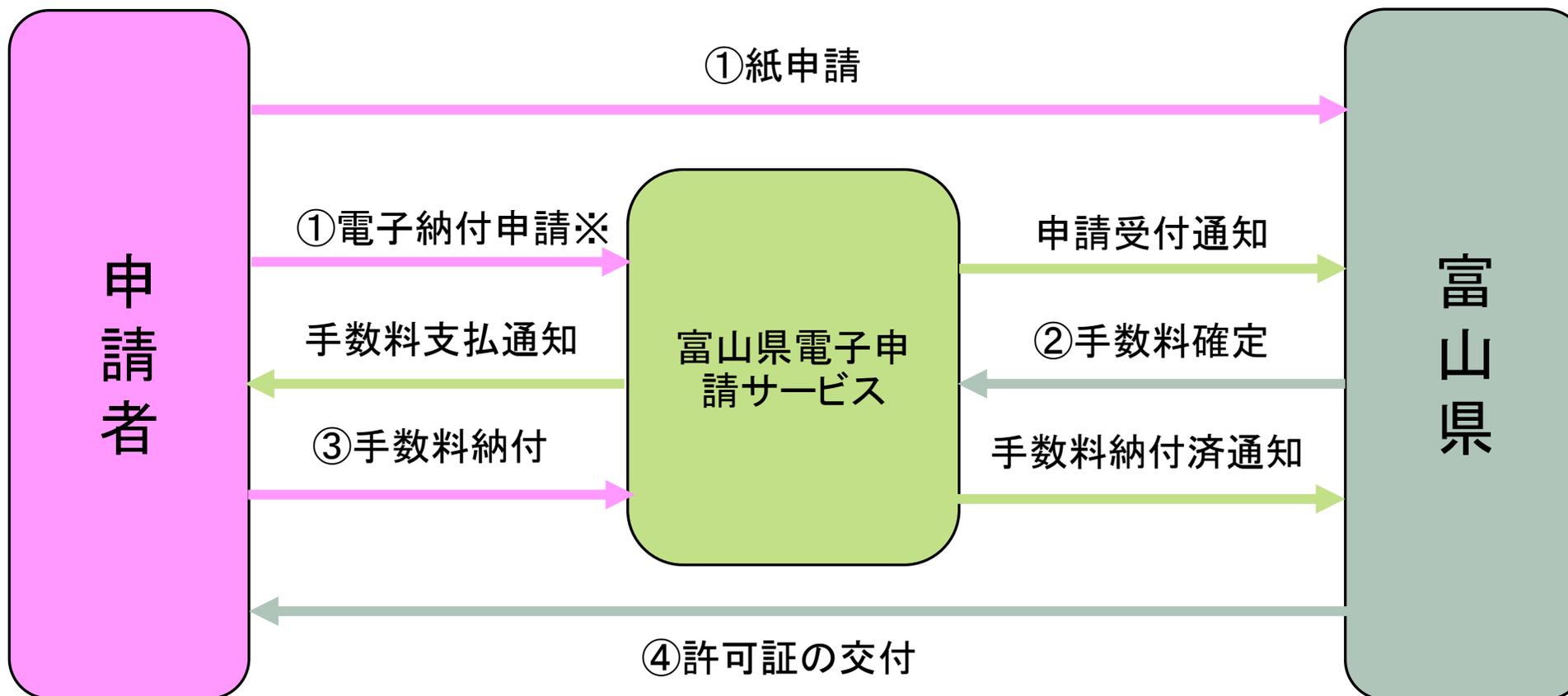
1-2-2.幅員証明の手続きの流れ

①パターンA(電子申請+電子納付)



1-2-2.幅員証明の手続きの流れ

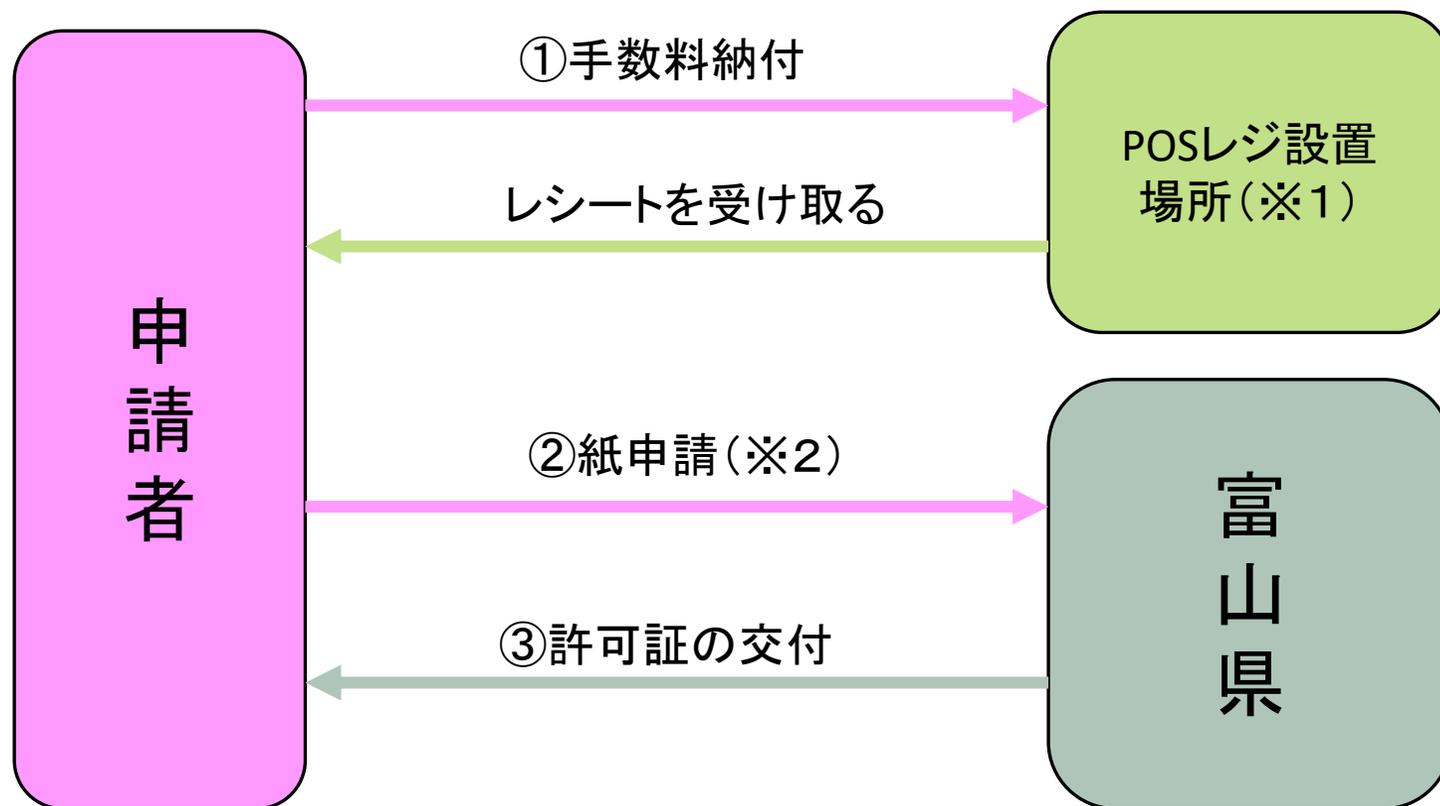
②パターンB(紙申請+電子納付)



※ 発行される
受付番号を紙の
申請書に必ず記
載してください。

1-2-2.幅員証明の手続きの流れ

③パターンC(紙申請+POSレジ納付) ※令和7年10月～

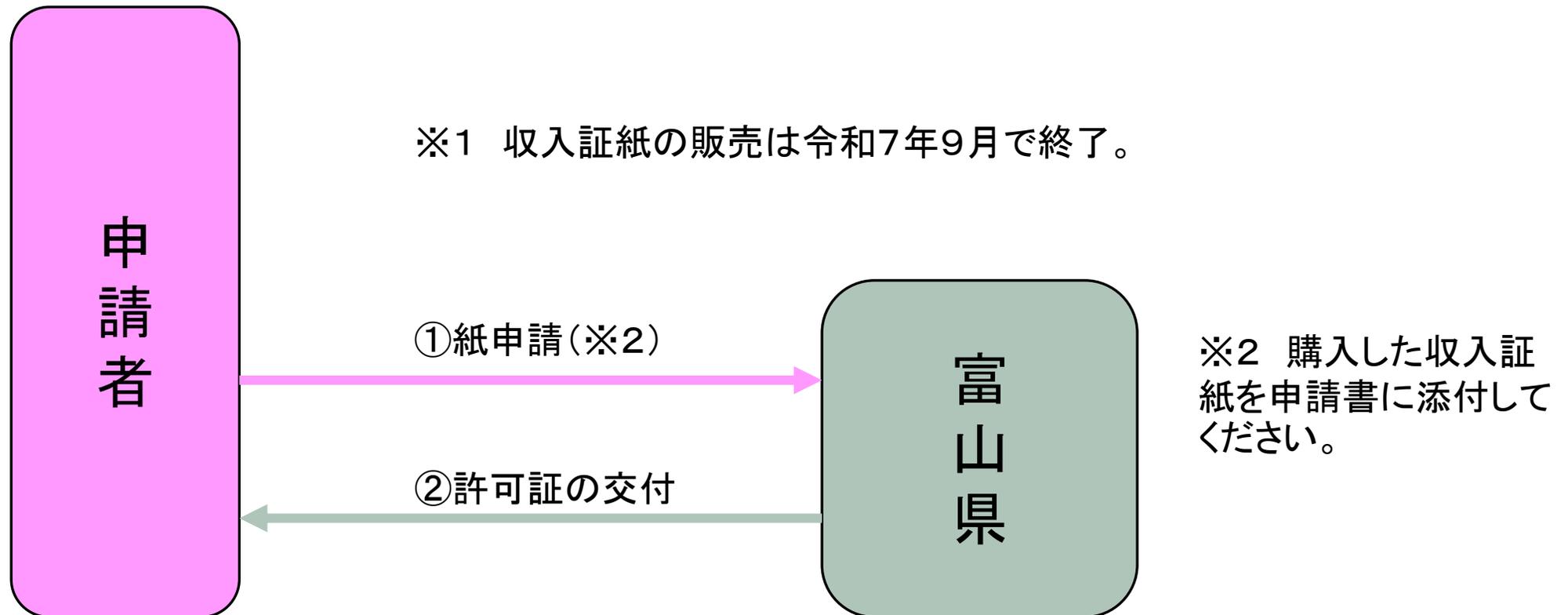


※1
設置場所については
P3を参照してください。

※2
①のPOSレジで支払い
をした際に受け取った
レシートを申請書に添
付してください。

1-2-2.幅員証明の手続きの流れ

④パターンD(紙申請+収入証紙) ※収入証紙の利用は令和8年3月31日まで



1-3.特殊車両通行許可の電子申請について

特殊車両通行許可申請については、国土交通省が運営する「自治体申請システム」から電子申請を行ってください。

(自治体申請システム)

自治体申請システムとは (mlit.go.jp)

(操作マニュアル)

tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/03_jichitai_manual.pdf

※自治体申請システムについてご不明な点がございましたら、特車運用事務局 (お問い合わせ (mlit.go.jp)) までお問い合わせください。

※従来通り、紙による申請も受け付けております。

(手数料の納付は電子納付です。ただし、令和8年3月までは収入証紙も可。)

2.電子納付方法

2-1. 富山県電子申請サービス

電子納付は、富山県電子申請サービスから行います。

① 富山県HPからサイトに入る

② 申請先として「富山県」を選択

富山県 Toyama Prefecture

富山県電子申請サービス

富山県と県内の市町村への申請や申請用紙のダウンロードを行うことができます。

申請先の選択 (トッパペ)

お知らせ

現在、表示対象の情報はありません。

申請先の選択

下の一覧から申請先を選んでクリックしてください。

都道府県

富山県

市町村

あ ▶ 朝日町 ▶ 射水市 ▶ 魚津市

か ▶ 上市町 ▶ 黒部市

た ▶ 高岡市 ▶ 立山町 ▶ 砺波市 ▶ 富山市

な ▶ 南砺市 ▶ 入善町

2-1. 富山県電子申請サービス

The screenshot shows the website interface for the Toyama Prefecture and Municipalities Electronic Application Service. The browser address bar shows the URL: https://hyouka.toyama.e-harp.jp/SdsJuminWeb/NaviWholeList. The page title is '富山県電子申請サービス' (Toyama Prefecture and Municipalities Electronic Application Service). The main navigation bar includes 'ログイン' (Login), '利用者登録はこちら' (User Registration Here), and 'サービスに関するお問い合わせはこちら' (Contact Us Here). The breadcrumb trail is: 申請先の選択 (トップページ) > 手続の選択 > 手続案内 > 申請書入力 > 申請完了. The current page is '手続の選択 (富山県)'. A search box on the left contains the keyword '特殊車両' (Special Vehicle) and a '検索' (Search) button. The search results show one item: '特殊車両通行許可申請の手数料納付' (Special Vehicle Passing Permission Application Fee Payment). The search criteria are: 【キーワード】 特殊車両. The item details include: 'オンライン支払' (Online Payment) and '電子申請' (Electronic Application). A red box highlights the search box and the search results item. A yellow callout bubble points to the search box with the text: '③「特殊車両」または「幅員証明」と入力して検索する'. Another yellow callout bubble points to the search results item with the text: '④「特殊車両通行許可申請の手数料納付」または「幅員証明申請」を選択する'.

③「特殊車両」または「幅員証明」と入力して検索する

④「特殊車両通行許可申請の手数料納付」または「幅員証明申請」を選択する

2-1. 富山県電子申請サービス

申請先	富山県
手続名	特殊車両通行許可申請の手数料納付
お問い合わせ先	〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 土木部道路課
概要説明	特殊車両通行許可の申請にあたり、その手数料の納付を富山県電子申請サービスから行うもの。
手数料説明	申請車両台数×申請経路数(片道を1経路とする)×200円

公理期間 2024年01月31日～

電子申請をする(電子証明書の不要)

⑤「電子申請をする」をクリックしてスタート



⑥ログインしないで申請する場合はこちら

メールアドレス
メールアドレス

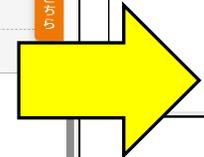
ログインしないで申請する

⑥ログインする場合はこちら

利用者ID
利用者ID

パスワード
パスワード

ログイン



2-1. 富山県電子申請サービス

ログインしないで申請する場合は仮受付番号が送付されます。

このメールは「富山県電子申請サービス」にご登録いただいたお客様のアドレスにお送りしています。返信メールでお問い合わせいただいても、お答えができません。あらかじめご了承ください。

このたびは富山県電子申請サービスをご利用いただきありがとうございます。手続きの申請方法をお知らせいたします。本メールの内容をご確認の上、大切に保管してください。

【申請先】 富山県
【手続き名】 特殊車両通行許可申請の申請受付
【受付日時】 2024年12月11日 11時00分
【仮受付番号】 112598
【有効期限】 2024年12月14日

■申請の方法
次のページから申請できます。
申請を開始するには上記の仮受付番号のほか、ご入力いただいたメールアドレスが必要です。
有効期限を過ぎた場合はアクセスできなくなりますのでご注意ください。

【入力開始ページ】
https://hyouka.toyama.e-harp.jp/SdsJuminWeb/directCall_harp?actkey=1951bpTxHPskr2mnFnU2aZtFb1j0cuyOIG0SMjOJRPUQPQCnxlvsBiqC/YcLuCw-u/Z6ODLOaTop9c8zTpKXNWWL6n-H7ygN/oBJTIZsWR/HzkfkPZRwGdji/48oh1sP8T0i79f-40qYAUVMv6AUxiXrOYGinc3KXMBnVVRwFxoX3rg9R/CoN3azFCwLZL5OoM95hFjMITS/LhK92D2FOaBcTFHXAzL74NH2iG0HgA-uhrHsrhA

※このメールに当たらない方は、次のページよりお問い合わせください。
https://hyouka.toyama.e-harp.jp/public_16/inquiry.html

登録したメールアドレスに「仮受付番号」が届きます。

「仮受付番号」とメールアドレスを入力する

⑦【入力開始ページ】のURLを開く

富山県電子申請サービス

申請開始

メールアドレスと仮受付番号を入力して、「申請を開始する」ボタンをクリックしてください。

申請先	富山県
手続き名	特殊車両通行許可申請の手数料納付
受付日時	2024年12月11日 11時00分

メールアドレス
メールアドレス

仮受付番号
仮受付番号

申請を開始する

※「メールアドレス」は申請した際にお客様が入力したメールアドレスです。
※「仮受付番号」は申請した際にご案内したメールにてお知らせした番号です。

このサービスについて | システム説明 | 利用規約 | 特定取扱いに基づく表示 | 個人情報取り扱い | サービスに関するお問い合わせ

2-2.申請する

必要事項を入力し、申請してください。
申請受付後、県で内容を確認し、不備がなければ手数料の確定を行います。

Toyama Prefecture and Municipalities Electronic Application Service
富山県電子申請サービス

申請先入力 手続方法 送信内容確認 送信完了

申請先 富山県
手続名 特殊車両通行許可申請の手数料納付

特殊車両通行許可申請の手数料納付

ブラウザの「戻る」「更新」ボタンを使用すると正しく処理できませんので、使用しないでください。
[必須]印は必須項目です。必ずご記入ください。
60分間通信がない（ページ移動がない）場合、タイムアウトとなり入力内容が破棄されます。ご記入に時間がかかる場合は一時保存をご利用ください。

[1] 申請媒体 [必須]

- 自治体申請システム
- 紙

[3] 申請者 [必須]

- 本人
- 代理人

[15] 申請先 [必須]

自治体申請システムから電子申請を行った場合は、申請先とした土木センター・事務所を選択してください。また、紙により申請を行った場合は、申請書を提出した土木センター・事務所を選択してください。

特殊車両通行許可申請の場合

電子申請または紙申請のどちらかを選択

本人申請または代理申請を選択

2-2-1. 特殊車両通行許可の場合

特殊車両通行許可申請において、パターンA(P6)で申請をした場合は、電子申請の内容との整合を確認するため、取得した10ケタの申請番号が必要です。

(自治体申請システム画面)

申請データの確認		
■受付情報		
申請番号	申請日	
0018366908	2023/12/27	
■申請情報		
申請種別	申請区分	更新・変更情報
普通	新規	前回申請番号 変更理由
■申請者情報		
会社名	あああ	
代表者名	山田 太郎(ヤマダ タロウ)	
郵便番号	330-9724	
住所	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1さいたま新都心合同庁舎2号館	
電話番号	048-601-3151	
部署名	関東地方整備局	
担当者名	山田 太郎	
申請担当者	電話番号 048-601-3151	
	FAX番号	
	メールアドレス yamada.taro@gmail.com	
	代理人区分	

富山県電子申請サービス

申請書入力

申請書に必要な事項を入力し、【次へ】をクリックしてください。

申請先 富山県

手続名 特殊車両通行許可申請の手数料納付

特殊車両通行許可申請の手数料納付

ブラウザの「戻る」「更新」ボタンを使用すると正しく処理できませんので、使用しないでください。
【印】印は必須項目です。必ずご記入ください。
60分間隔が短い(ページ移動がない)場合、タイムアウトとなり入力内容が破棄されます。ご記入に時間がかかる場合は一時保存をご利用ください。

[1] 申請媒体 自治体申請システム

紙

[2] 申請番号

自治体申請システムで取得した10ケタの申請番号を入力してください。
(数字10文字)

[3] 申請者 本人

申請番号を入力

2-2-2.幅員証明申請の場合

幅員証明の場合、以下の添付書類が必要です。
なお、添付書類は郵送や窓口で提出することも可能です。

(添付書類)

- 平面図
- 道路現況図
- 付近見取り図
- 車両諸元詳細
- 車検証の写し
- 現況写真

添付資料選択

申請に必要な添付資料の提出方法を指定してください。提出方法の申請時添付を指定した場合のみファイル選択が可能になります。

- 必要な書類の詳細については不明な場合は、「よくあるご質問」の「Q.」
- 【申請時添付】の場合、【ファイルを選択】をクリックして対象フ
- すべての添付資料について提出方法を指定したら【次へ】をクリック
- 添付可能な資料のファイルサイズは1ファイルあたり最大10 MB、合

申請先	雷山県			
手続名	幅員証明申請			
添付資料	文書名	必須/任意	提出方法	ファイル選択
付近見取り図	任意	<input checked="" type="radio"/> 申請時添付 <input type="radio"/> 郵送で提出 <input type="radio"/> 窓口で提出 <input type="radio"/> 提出しない	ファイルの選択	ファイルが選択されていません
道路現況図	任意	<input type="radio"/> 申請時添付 <input type="radio"/> 郵送で提出 <input type="radio"/> 窓口で提出 <input type="radio"/> 提出しない	ファイルの選択	ファイルが選択されていません
平面図	任意	<input checked="" type="radio"/> 申請時添付 <input type="radio"/> 郵送で提出 <input type="radio"/> 窓口で提出 <input type="radio"/> 提出しない	ファイルの選択	ファイルが選択されていません
車両諸元詳細	任意	<input type="radio"/> 申請時添付 <input type="radio"/> 郵送で提出 <input type="radio"/> 窓口で提出 <input type="radio"/> 提出しない	ファイルの選択	ファイルが選択されていません
車検証の写し	任意	<input type="radio"/> 申請時添付 <input type="radio"/> 郵送で提出 <input type="radio"/> 窓口で提出 <input type="radio"/> 提出しない	ファイルの選択	ファイルが選択されていません
現況写真	任意	<input type="radio"/> 申請時添付 <input type="radio"/> 郵送で提出 <input type="radio"/> 窓口で提出 <input type="radio"/> 提出しない	ファイルの選択	ファイルが選択されていません

次へ

2-3.申請内容を修正する

(修正指示メール画面)

このメールは「富山県電子申請サービス」
にご登録いただいたお客様のアドレスにお送りしています。
返信メールでお問い合わせいただいても、お答えができませんので
あらかじめご了承ください。

このたびは富山県電子申請サービス
をご利用いただきありがとうございます。
お客様からいただいた申請について、記載内容に不備がありました。
理由欄をご確認の上、修正をお願いします。

【申請先】 富山県
【手続き名】 特殊車両通行許可申請の手数料納付
【受付日時】 2024年12月11日 11時30分
【受付番号】 112615

【通知日時】 2024年12月11日 11時43分
【修正期限】 2024年12月13日
【理由】
申請書を修正してください。

■ご対応のお願い
記載内容について修正をお願いします。
申請内容の修正は申請内容確認ページ下部の
「修正申請」ボタンからおこなえます。

■申請内容のご確認方法
次のページから確認できます。
申請内容を確認するには上記の受付番号のほか、ご入力いただ
いたメールアドレスおよびパスワードが必要です。

【申請内容確認ページ】
<https://hyouka.toyama.e-harp.jp/SdsJuminWeb/directCall.harp?actkey=i9S1bpTxHPsNVbPpxKkhqN22PbS4mXD3HWoegTIRJQl9g8KU8pybwtBLP6DqS5pd/AAx/jjR-20DMTS/LhK92D2FOaBcTFHXAzL74NH2iG0HgA-uhrHsrhA>

申請内容に不備がある場合、修正をお願いすることがあります。
登録したメールアドレス宛てに修正内容及び確認ページが送付されますので、申請先の指示に従い修正を行ってください。
修正を確認後、手数料が確定します。

2-4.手数料を納付する

(納付通知メール画面)

このメールは「富山県電子申請サービス」
にご登録いただいたお客様のアドレスにお送りしています。
返信メールでお問い合わせいただいても、お答えができませんので
あらかじめご了承ください。

このたびは富山県電子申請サービス
をご利用いただきありがとうございます。
お客様からいただいた申請について、次の通り審査を開始しました
のでお知らせいたします。

【申請先】 富山県
【手続き名】 特殊車両通行許可申請の手数料納付
【受付日時】 2024年12月11日 11時46分
【受付番号】 112615
【支払額】 200円

なお、申請内容によっては手数料が発生する場合があります。

■申請内容のご確認方法
次のページから確認できます。
申請内容を確認するには上記の受付番号のほか、ご入力いただい
たメールアドレスおよびパスワードが必要です。

【申請内容確認ページ】
[https://hyouka.toyama.e-harp.jp/SdsJuminWeb/directCall_harp?
actkey=I9S1bpTxHPsNVbPpxKkhqN22PbS4mXD3HWoegTIRJQlg8KU8pybwt](https://hyouka.toyama.e-harp.jp/SdsJuminWeb/directCall_harp?actkey=I9S1bpTxHPsNVbPpxKkhqN22PbS4mXD3HWoegTIRJQlg8KU8pybwt)

■支払方法
次のお支払いページからお支払いしてください。
上記の申請内容のご確認方法にある「申請履歴」からでも同じお
支払ページにアクセスできます。

【お支払いページ】
<https://link.kessai.info/JLPCT/JLPcon?code=C4-.GZY3Uini4UU486.-J.&rkbn=2>

確定した手数料

【お支払いページ】のURLを
開いてオンライン決済をする

- ・手数料が確定すると、登録したメールアドレス宛に納付通知が届きます。
- ・クレジットカードまたはPay-easyによるお支払いが可能です。申請時にどちらかの支払い方法を選択して納付手続きを行ってください。
- ・納付を確認後、県で審査を行い、許可証を交付します。

3. 問い合わせ先

3.問い合わせ先

申請についてご不明な点は、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

申請先	所管区域	電話番号
新川土木センター	魚津市、滑川市	0765-22-9115
新川土木センター入善土木事務所	朝日町、入善町、黒部市	0765-72-1243
富山土木センター	富山市(水橋地区を除く)	076-444-4446
富山土木センター立山土木事務所	富山市水橋地区、立山町、上市町、舟橋村	076-463-1102 076-463-1103
高岡土木センター	高岡市、射水市	0766-26-8423
高岡土木センター氷見土木事務所	氷見市	0766-72-8205
高岡土木センター小矢部土木事務所	小矢部市	0766-67-0262
砺波土木センター	砺波市、南砺市	0763-22-3547